

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会
学習会第2弾!

やさしくわかる 優生保護法裁判

2018年11月4日(日) 13:00~16:00 [開場12:30]
市民活動サポートセンター6F セミナーホール

資料代:500円

手話通訳・要約筆記あり

申し込み不要

憲法13条って? 立法の不作為ってどういう意味? 国の主張は??
今年1月30日、旧優生保護法下での強制不妊手術は違憲であったとして、
国に謝罪と補償を求める裁判が仙台地裁で始まりました。
それに伴って、各地で旧優生保護法のひどい実態が明らかになりつつあります。
気になる、もっと知りたい、と関心も高まっています。
でも、裁判のことはわかりにくい。難しそう…。
そこで今回は、ニュースや裁判の内容がもっとわかるようになる! 学習会を開催します。
ぜひお気軽にご参加ください♪

〔旧優生保護法
裁判の解説〕
山田いずみ弁護士
(弁護団事務局長)

〔ゲストトーク〕
旧優生保護法訴訟
原告 飯塚淳子さん
家族 佐藤路子さん

〔リレートーク〕
「わたしたちに
とっての
優生保護法」

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会

〒980-0804 仙台市青葉区大町1丁目2-1
ライオンビル3階 宇都・山田法律事務所 気付
FAX: 022-397-7961
E-mail: testify19481996@gmail.com
HP: <https://tomoniayumu.wixsite.com/mysite>

★みやぎ生協福祉活動助成金より助成を受けて活動をしています★

